

審査基準（公表用）

様式第3号
 所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令		法令番号	昭和36年政令第11号	
手続名	薬局開設の許可証の書換え交付		根拠条項	第2条の3第1項	
審査基準	許可証の記載事項に変更が生じた薬局開設者から許可証の書換え交付の申請があったときは、許可証を書き換えて交付する。 なお、書換え交付申請ができる内容は、次の事項である。 氏名（法人にあっては、名称） 薬局の名称 薬局の所在地				
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関
			標準処理期間	10日	目次
			標準経由期間	日	52